

みんなで守ろう、わたしたちの街。 火災予防の新しいルール

令和7年の大規模林野火災を教訓に、火災予防条例が改正されました。
私たちの街を守るため、新しいルールが始まります。

【新ルール1】

林野火災注意報・警報が出たら



発令中は、屋外での火の使用が
厳しく制限されます

空気が乾燥し、山火事が起きやすい時に
消防から発令されます。

主な禁止事項



たき火・火入れ



指定場所以外
での喫煙



花火

【新ルール2】

「たき火」の届出が明確に



火災とまぎらわしい煙の出る
「たき火」は、事前の届出が必要です

これまで任意だった届出が、
より明確なルールになりました。

届出が必要なたき火の例



農作業の野焼き



キャンプファイヤーなど、
煙が多く出る場合

※ 警報発令中の条例違反は罰則が適用されることがあります。



スタート日：令和8年1月1日

この日から新しいルールが適用さ
れます。

茨城西南地方広域市町村圏事務組合

このルールは私たちの地域のためのものです。

【お問い合わせ先】



茨城西南広域消防本部 予防課

古河消防署

下妻消防署

坂東消防署

0280-47-0129

0280-47-0120

0296-43-1551

0297-35-2129